

赤平市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	12,234	8,750,043	376,599	1,329,315	15.2	17.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

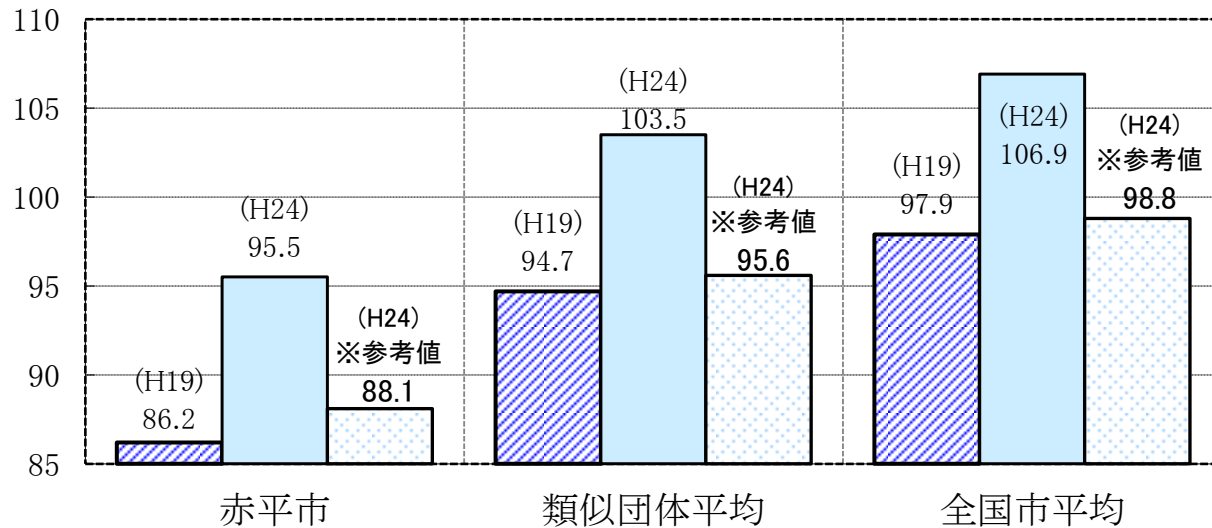
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	154	526,738	97,999	199,929	824,666	5,355	5,734

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- 特別職の給料～市長38%, 副市長28%, 教育長22%削減
- 特別職の職務加算～凍結
- 一般職の給料～11%削減
- 管理職手当～課長56%, 主幹50%削減
- 期末手当・勤勉手当の職務加算～凍結

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成25年4月1日現在）

（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	402,000	422,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
赤平市	44.0 歳	304,638 円	344,626 円	326,337 円
北海道	45.4 歳	332,232 円	399,324 円	376,339 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	—	372,906(401,789) 円
類似団体	43.8 歳	323,861 円	373,118 円	350,309 円

② 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
赤平市	43.3 歳	292,470 円	309,548 円
北海道	42.7 歳	355,188 円	403,788 円
類似団体	37.6 歳	289,680 円	303,774 円

③ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
赤平市	43.9 歳	297,479 円	341,059 円	320,453 円
北海道	—	—	—	—
国	45.7 歳	298,203(313,617) 円	—	326,642(342,896) 円
類似団体	43.6 歳	305,811 円	346,846 円	317,410 円

④ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
赤平市	35.1 歳	243,874 円	290,022 円	279,450 円
類似団体	37.6 歳	285,961 円	343,489 円	312,840 円

- （注） 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」（国ベース）の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		赤平市	北海道	国
一般行政職	大学卒	153,258 円	165,312 円	163,986(172,200) 円
	高校卒	124,689 円	134,496 円	133,417(140,100) 円
教育職	大学卒	153,258 円	—	—
	短大卒	135,992 円	—	—
看護師	短大3年	168,121 円	—	—
消防職	大学卒	153,258 円	—	—
	高校卒	124,689 円	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	369,225 円	301,271 円	323,367 円
	高校卒	239,900 円	260,649 円	297,666 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
看護・保健職	大学卒	304,469 円	289,250 円	328,588 円
	高校卒	— 円	259,684 円	298,128 円
消防職	大学卒	229,798 円	— 円	— 円
	高校卒	214,510 円	255,110 円	310,699 円

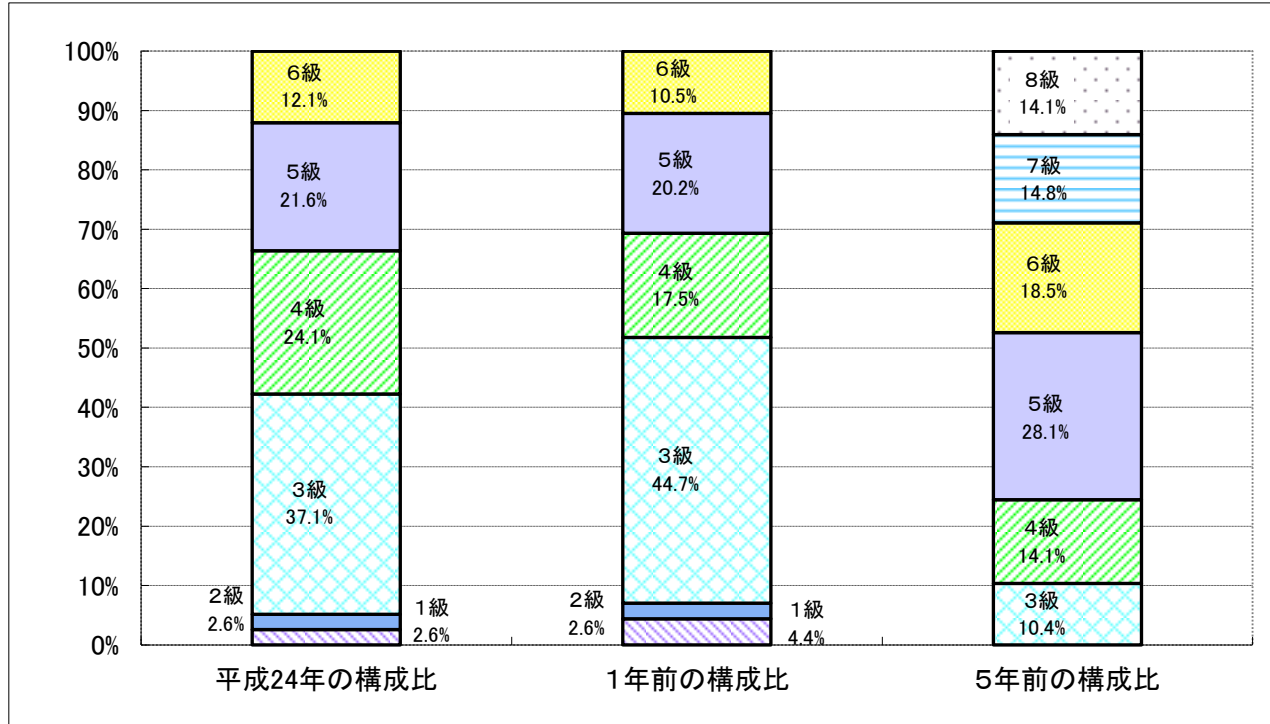
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務補, 技師補	3 人	2.6 %
2 級	主事, 技師	3 人	2.6 %
3 級	主任	43 人	37.1 %
4 級	係長, 主査	28 人	24.1 %
5 級	主幹	25 人	21.6 %
6 級	課長, 参事	14 人	12.1 %

(注) 1 赤平市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年7月より8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律に昇給。
(休職や病気休暇等の取得で昇給区分が調整された者を除く。)

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

赤平市	北海道	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,364 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,550 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (2.20)月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.75)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 0 % ・管理職加算 0 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20 % ・管理職加算 10~25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20 % ・管理職加算 10~25 %

(注) 赤平市の()内は、管理職手当の支給を受ける職員に係る支給割合である。

北海道及び国の()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

病気休暇等により一定期間以上勤務のなかった職員以外の職員には、一律に支給している。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

赤平市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額					
・自己都合	7,898 千円				
・勸奨・定年	一 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した一般職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)				55,099 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)				466,938 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)				40.8 %
手当の種類(手当数)				19
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
消防職員の特殊勤務手当	消防活動等に従事する職員	火災出動等	1回300円	
消防職員の特殊勤務手当	消防活動等に従事する職員	救急出動	1回250円	
消防職員の特殊勤務手当	消防活動等に従事する職員	消防法による救急業務に従事し、死亡人又は重傷人を取り扱う	日額1,000円	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	市立赤平総合病院に勤務する医師	市立赤平総合病院に勤務する医師に対するもの	月額600,000円以内	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	兼務して従事する医師(内科医)	人工透析に従事する医師に対するもの	患者1人1日1回につき5,000円とし、月額400,000円を限度とする額	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	放射線室、検査室等に勤務する職員	放射線室及び検査室に勤務する職員	月額4,000円	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	放射線室、検査室等に勤務する職員	透視のための放射線室に勤務する職員及び人工透析のため透析室に勤務する職員に対するもの	日額250円	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師、准看護師及びこれに準ずる職員	深夜勤務が4時間以上の場合	1回3,300円	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師、准看護師及びこれに準ずる職員	深夜勤務が2時間以上4時間未満の場合	1回2,900円	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師、准看護師及びこれに準ずる職員	深夜勤務が2時間未満の場合	1回2,000円	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	市立赤平総合病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外)	自宅待機午前8時から午後4時30分までの場合に対するもの	日額6,000円以内	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	市立赤平総合病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外)	自宅待機正午から午後4時30分までの場合に対するもの	日額3,000円以内	
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	市立赤平総合病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外)	自宅待機午後4時30分から翌日午前8時までの場合に対するもの	日額6,000円以内	

病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	市立赤平総合病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外)	職場待機午前8時から正午までの場合に対するもの	日額6,000円以内
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師	待機期間中に救急患者に対応するため呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間に業務に従事	1回1,240円
社会福祉に関する業務に従事する職員の特勤	生活保護法に定める現業事務に従事する職員	生活保護法に定める現業事務	月額4,000円
社会福祉に関する業務に従事する職員の特勤	愛真ホームに勤務する職員で直接介護及び助言指導に従事する職員に対するもの	直接介護及び助言指導に従事	月額6,000円
保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	医師、看護師及び准看護師	感染症、結核予防及び乳幼児健診に従事	日額1,000円以内
その他特殊な業務等に従事する職員の特勤	市長が指定する職員		予算の範囲内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	36,367 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	267 千円
支給実績(平成22年度決算)	36,148 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	255 千円

(6) その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)
扶養手当	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)13,000円、配偶者以外の扶養親族は1人6,500円(配偶者がいない場合はそのうち1人は11,000円。満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算。)	同じ		33,255 千円	215,945 円
住居手当	借家(家賃12,000円を越える職員が対象)は、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給。持ち家は4,000円を支給。(取得後5年間はその住宅の取得後5年に限り、1,500円を加算した額を支給)。ただし、市外居住者については支給しない。	異なる	持ち家の支給。市外居住者は未支給	17,821 千円	121,232 円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に限る。交通機関利用者は、55,000円を限度に支給。自動車等を使用している職員は通勤距離に応じ2km～5km未満は2,000円を支給、5km以上は4,100円を支給。ただし、市外通勤者については支給しない。	異なる	市外通勤者については未支給	2,997 千円	35,259 円
管理職手当	課長及び課長相当職3.5% 主幹職3%	異なる	支給率	11,490 千円	168,974 円

休日勤務手当	職員が休日等において勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して勤務1時間につき1時間当たりの給料額に100分の135を乗じて得た額	同じ		1,205 千円	200,773 円
夜間勤務手当	正規の勤務として午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき1時間当たりの給料額に100分の25を乗じて得た額	同じ		10,376 千円	144,113 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に、勤務1回につき4,200円～22,500円の範囲で区分に応じ支給。	-		21,836 千円	992,548 円
寒冷地手当	基準日に在職する職員に、11月から翌年3月まで支給。扶養親族のある世帯主26,380円/月、扶養親族のない世帯主14,580円/月、その他10,340円/月	同じ		28,064 千円	101,314 円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区分	給料	月 額 等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
報酬	市長	536,000 円	799,000 円 / 536,000 円
	副市長	(860,000 円) 503,000 円	673,000 円 / 503,000 円
	議長	(309,000 円) 309,000 円	471,000 円 / 282,000 円
	副議長	(266,000 円) 266,000 円	425,000 円 / 250,000 円
	議員	(246,000 円) 246,000 円	395,000 円 / 230,000 円
	期末手当	市長 副市長	(平成23年度支給割合) 3.95
議長 副議長 議員		(平成23年度支給割合) 3.95	月分
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×5.126月×在職年数	任期ごとに支給
	備考	給料月額×3.234月×在職年数	任期ごとに支給

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

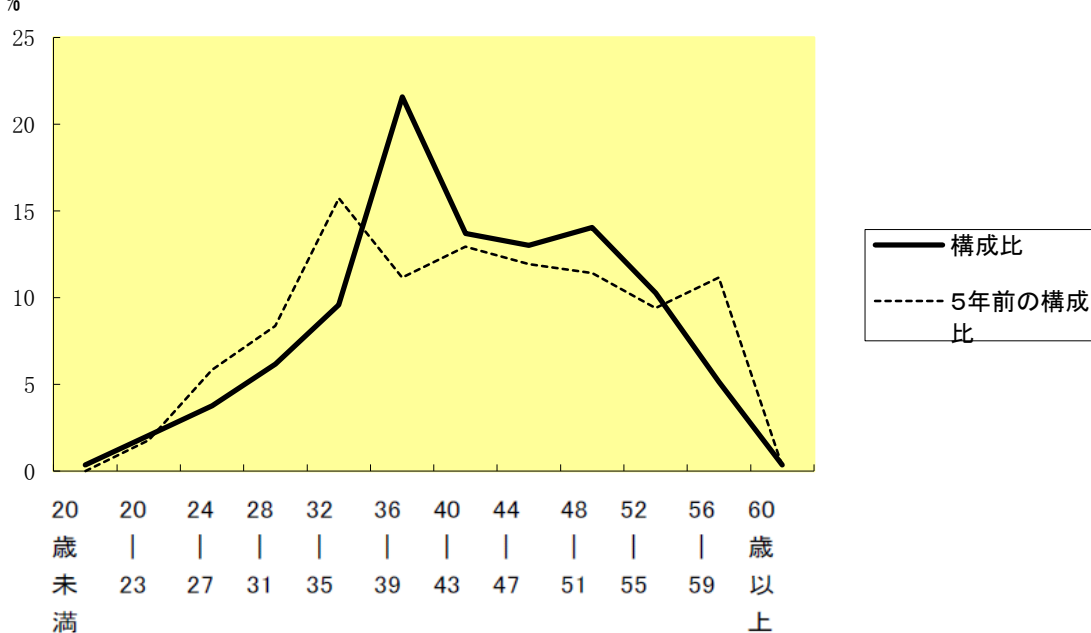
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	
		総 務	28	28	0	
		税 務	10	11	1	スタッフの充実
		民 生	23	24	1	スタッフの充実
		衛 生	9	9	0	
		労 働	2	2	0	
		農林水産	8	8	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	14	14	0	
	計	100	102	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.37 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 79.47 人)	
	教育部門	17	18	1	スタッフの充実	
消防部門	38	38	0			
小 計	155	158	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 129.15 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 107.99 人)		
公営企業会計部門	病 院	95	96	1	医師の確保	
	水 道	5	5	0		
	下水道	4	5	1	スタッフの充実	
	その他	30	28	△2	退職不補充等	
	小 計	134	134	0		
合 計		289	292	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 238.68 人	
		[608]	[608]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	6人	11人	18人	28人	63人	40人	38人	41人	30人	15人	1人	292人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	117	93	96	98	100	102	△ 15 (△ 12.8)
教 育	34	18	18	18	17	18	△ 16 (△ 47.1)
消 防	41	36	38	37	38	38	△ 3 (△ 7.3)
普通会計 計	192	147	152	153	155	158	△ 34 (△ 17.7)
公営企業等会計 計	202	163	163	157	134	134	△ 68 (△ 33.7)
総合計	394	310	315	310	289	292	△ 102 (△ 25.9)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 269,891	千円 30,587	千円 37,299	% 13.8	% 17.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 5	千円 16,646	千円 2,978	千円 6,452	千円 26,076	千円 5,215

(参考)赤平市平均 一人当たり給与費
千円 5,355

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

- 一般職の給料～11%削減
- 管理職手当～課長56%、主幹50%削減
- 期末手当・勤勉手当の職務加算～凍結

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
赤平市水道	43.6 歳	293,200 円	470,742 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	520,316 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

赤平市水道事業		赤平市(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(23年度)	1,290 千円	1人当たり平均支給額(23年度)	1,364 千円
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	2.60 月分	期末手当	2.60 月分
勤勉手当	1.35 月分	勤勉手当	1.35 月分
	(2.20) 月分		(2.20) 月分 (1.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	0 %	・役職加算	0 %
・管理職加算	0 %	・管理職加算	0 %

(注) ()内は、管理職手当の支給を受ける職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

赤平市水道事業			赤平市(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
・自己都合	0 千円		・自己都合	7,898 千円	
・勸奨・定年	0 千円		・勸奨・定年	— 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当
該当なし

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）
該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	359 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	120 千円
支給実績（平成22年度決算）	586 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	293 千円

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）
扶養手当	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)13,000円, 配偶者以外の扶養親族は1人6,500円(配偶者がいない場合はそのうち1人は11,000円。満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算。)	同じ	無し	900 千円	225,000 円
住居手当	借家(家賃12,000円を越える職員が対象)は, 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給。持ち家は4,000円を支給。(取得後5年間はその住宅の取得後5年に限り, 1,500円を加算した額を支給)。ただし, 市外居住者については支給しない。	同じ	無し	453 千円	113,150 円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に限る。交通機関利用者は, 55,000円を限度に支給。自動車等を使用している職員は通勤距離に応じ2km~5km未満は2,000円を支給, 5km以上は4,100円を支給。ただし, 市外通勤者については支給しない。	同じ	無し	17 千円	17,145 円
管理職手当	課長及び課長相当職3.5% 主幹職3%	同じ	無し	331 千円	110,286 円
寒冷地手当	基準日に在職する職員に, 11月から翌年3月まで支給。扶養親族のある世帯主26,380円/月, 扶養親族のない世帯主14,580円/月, その他10,340円/月	同じ	無し	388 千円	77,680 円